

2020 年度 引越優良事業者の皆様へ



※本書は、引越優良事業者として特にご確認、ご注意いただきたい内容について説明したものです。
必ずご一読いただきますようお願い致します。

2020 年 12 月



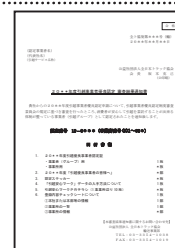
公益社団法人

全日本トラック協会

封入物と内容の確認

認定証が届いたら同封の送付物を確認してください。各事業所用認定証、ステッカー等、各事業所への配布が必要なものがあります。配布は認定事業者の本社（本部）が行って下さい。

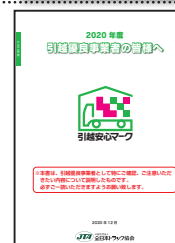
1. 2020 年度 引越事業者優良認定 審査結果通知書



2. 2020 年度 引越優良事業者認定証（本社用 1 枚、各事業所用 1 枚）



3. 2020 年度 引越優良事業者の皆様へ【本書】 （本社用 1 部・各事業所用 1 部）



4. 認定ステッカー （1 事業所あたり 5 枚。追加購入は本書に挟み込みのチラシをご覧ください。）



5. 引越安心マークPRチラシ『引越は「引越安心マーク」の事業者で』 （本社用 10 枚・各事業所用 10 枚）



6. 登録内容チェックシート

- ① 本社または本部等の情報
- ② 事業所一覧とホームページ掲載内容
- ③ 各事業所の情報

①

②

③

7. 引越安心マーク事業者検索システム確認書

1. 制度の名称と認定マーク



正式名称：引越事業者優良認定制度

通称名：引越安心マーク

※「引越安心マーク」は全日本トラック協会の登録商標です。(登録第5713700号)

2. 制度の目的

(1) 安全・安心な事業者の見える化

事業者の責任を明確化し、消費者が安心して引越を委託することができる事業者を選択できる環境をつくる。

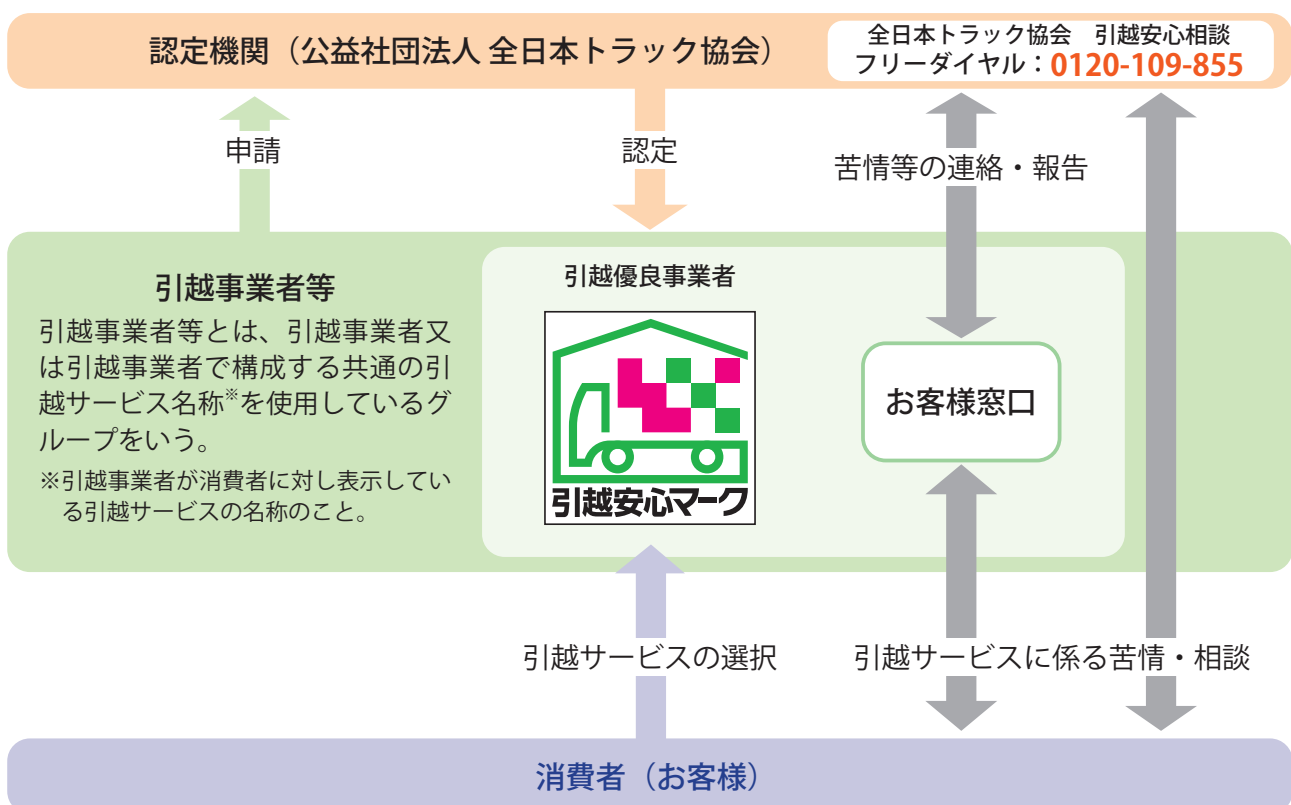
(2) 引越業界全体のコンプライアンスの向上

貨物自動車運送事業法や標準引越運送約款、消費者関係法令等の遵守を誓約し、その体制が整っている事業者を認定することにより、引越業界全体のコンプライアンスの向上を目指す。

(3) 引越における苦情やトラブルの防止

苦情やトラブルを未然に防ぐための社内教育や責任ある対応ができる体制等が整っている事業者を認定することにより、引越における苦情やトラブルの防止を目指す。

3. 引越事業者優良認定制度の概要



4. 認定の有効期間

2020年度引越優良事業者の認定有効期間は、2021年1月1日から2023年12月31日までの3年間となります。

その後は、3年ごとに更新審査を行います。（更新を行わない場合は失効となります。）次回更新年度は2023年度（7月～8月受付予定）となります。

5. 認定証の修正届出書の提出について

引越優良事業者認定証に記載ミスがありましたら、修正届出書（第8号様式）に修正箇所を記入の上、全日本トラック協会 輸送事業部あてにFAX又はメールを送信して下さい。（送信先は裏表紙をご確認ください。）認定証を再発行します。修正届出書（第8号様式）は全日本トラック協会のホームページよりダウンロードして下さい。

なお、その他の変更等については10～11ページの「登録事項変更届出書（第11号様式）」にてご報告下さい。

見本

（第8号様式）
20**年 **月 **日

FAX:03-3354-1019
（公社）全日本トラック協会 輸送事業部 宛

引越優良事業者認定証 修正届出書

記入者氏名	引越 正直
記入者電話番号	03-*****

1. 送付された認定証の記載内容をそのまま記入して下さい。

【事業者（グループ）用記入欄】

旧	認定証番号	2 0 - 0 * * *	
	引越サービス名称	全ト協引越センター	
	引越優良事業者名	全ト協運輸 株式会社	
	本 社 住 所	東京都新宿区四谷*-*-*	

【事業所用記入欄】

旧	認定証番号	- - - - -	事業所番号
	引越サービス名称		
	引越優良事業者名		
	事 業 所 名		
	住 所		

↓

2. 訂正箇所のみ、記入して下さい。

【事業者（グループ）用記入欄】

修正箇所	認定証番号	- - - - -	
	引越サービス名称		
	引越優良事業者名	全ト協運送 株式会社	
	本 社 住 所		

【事業所用記入欄】

修正箇所	認定証番号	- - - - -	事業所番号
	引越サービス名称		
	引越優良事業者名		
	事 業 所 名		
	住 所		

送られてきた認定証に間違いがあった場合は、
 1. に認定証の記載内容そのままを記入し、
 2. に正しい内容を記入して下さい。
 例：全ト協運輸株式会社→全ト協運送株式会社

（全ト協事務局記入欄）※本欄は記入しないで下さい。

受付番号		受付担当者	
認定証送付日		送付者	

受付日

7. 認定証の授与等

引越優良事業者には、認定証を授与し、認定マークおよび認定ステッカーの使用を有効期間内に限り許可します。

8. 2020年度 引越安心マークの様式等

1. デザイン

「引越安心マーク」部の様式は図示の通りとする。

2. 各部の色調

各部分の色調は、次に示すCMYK数値（カラー印刷における色調表現上の4原色の配合値）に相当する色調とし、背景は白とする。

カラー印刷

緑 C80 Y100

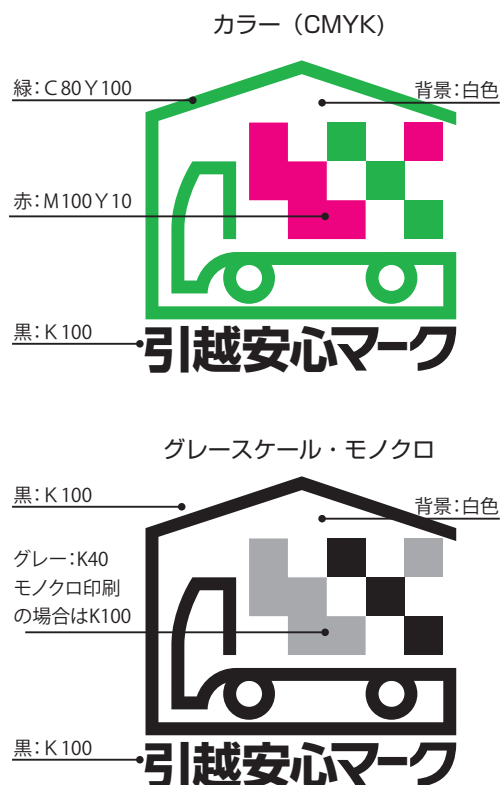
赤 M100 Y10

黒 K100

グレースケール・モノクロ印刷

黒 K100

グレー K40（モノクロ印刷の場合K100）



〈注意〉

- ・縦横の比率を変えてはいけません。
- ・マークの周囲に一定の白色の余白を設ける

3. 縦・横寸法

縦横および各部の比率を維持すれば、任意の寸法で使用してよい。

4. マークのデータ入手方法

引越安心マークのデータは、全日本トラック協会ホームページ（<http://www.jta.or.jp/>）の引越事業者優良認定制度ページで入手することができます。入手方法については9ページをご参照下さい。

5. 認定ステッカーの有効期間の記載

認定ステッカーにはマークの大きさに応じて、見易い大きさの字体で「2023年12月31日まで有効」と必ず記載してください。

- ・表記部とロゴマーク部の比率は4：1～3：1の範囲で任意に設定する。
- ・有効期限を見やすい書体で表記する。
- ・全日本トラック協会のロゴマークを配置する



9. 認定マーク及び認定ステッカーの使用について

認定マーク及び認定ステッカーは、認定の有効期間内に限りその使用を許可します。認定の有効期間内に認定の返納や取消し、失効となった場合又は有効期間を過ぎた場合には、速やかに使用を中止し、認定マーク及び認定ステッカーについて、自らの責任において破棄するようお願いします。なお、認定マーク及び認定ステッカーの不正使用が判明した場合には、認定の取消しとなり、その後2年間は申請ができませんので、充分ご注意ください。

1. 認定マークの使用

- (1) 認定マークは、名刺、パンフレット、備品、建物、車両（二輪車は除く）等、認定を受けた事業所（営業所）が自社の引越に関し使用するもの（以下「表示対象物」といいます。）について、使用（認定マークを表示すること）を許可します。
- (2) 認定マークの表示方法は自由です。印刷又は塗装等による表示の他、シール類にしたうえでの貼付による表示でもかまいません。
なお、認定マークの作製又は表示に当たっては、次の事項にご注意下さい。



《マーク作製・表示上の注意事項》

- ① 認定マークは、縦・横の比率が一定であれば、その寸法は任意となりますが、色彩や文字のデザイン等が指定されていますので、指定に従って作製、表示して下さい。
- ② 認定マークの建物、車両等への表示については、各地方自治体の広告物に関する条例等に適合するよう留意して下さい。
※詳細については、6ページの「8. 2020年度 引越安心マークの様式等」を参照下さい。

2. 認定ステッカーの使用

- (1) 認定ステッカーとは、車両（二輪車は除く）等への貼付用に（公社）全日本トラック協会が定める様式で作製したステッカーであり、認定を受けた事業所（営業所）の表示対象物について、使用（認定ステッカーを貼付すること）を許可します。
- (2) 独自に認定ステッカーを作製される場合には、上記《マーク作製・表示上の注意事項》①に従い、作製して下さい。
- (3) 認定ステッカーには必ず有効期限を明示して下さい。



3. 認定マーク及び認定ステッカーの偽変造等不正使用について

引越優良事業者として認定を受けた事業者又は事業所（営業所）は、認定の有効期間内に限り認定マーク及び認定ステッカーの使用を許可しておりますが、認定を受けていない事業所（営業所）による偽造や変造等、不正な使用を行っていることが判明した場合は、全日本トラック協会ホームページでの公表を行います。また、2年間の申請資格の喪失となります。

認定を受けている事業者がその不正な使用に関与している事実が判明した場合には是正指導を行い、報告を求めます。それに従わない場合は、その認定を取消します。

《認定証等の不正利用とは》

- ① 引越優良事業者の認定を受けていない事業者又は事業所（営業所）が認定証等を作成し、又は使用すること
- ② 引越事業者のうち、審査を受けていない事業所※が認定証等を作成し、又は使用すること。
※申請時に書類の提出を行っていない事業所、又は新設等により変更に伴う再審査が必要だが、それを行っていない事業所（変更に伴う再審査については10ページを参照）
- ③ 引越優良事業者が引越優良事業者の認定を受けていない事業者又は事業所へ認定証等を貸与すること
- ④ 引越優良事業者が認定を受けた引越サービス名称、引越事業者名と異なる名称で認定証等を作成し、又は使用すること

《不正利用の是正指導とは》

- ① 認定ステッカーに不正があったとされる場合は、ステッカーを貼付していた場所、車両の写真など不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。
- ② パンフレット、名刺などの宣伝材料において不正があったとされる場合は、不正利用が解消されたことを証明できる資料の提出を求める。

4. 引越優良事業者であることをTVCMやWeb、パンフレット等に掲載する場合について

統一コピー

引越は「引越安心マーク」の事業者で

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。
くわしくは、『引越安心マーク』で検索

引越安心マーク：6ページの『8. 2020年度 引越安心マークの様式等』を参照

※メインコピーはゴシックMB-Bやそれに準ずる太字のゴシック体で見やすく表示する。

《TVCMの場合》

TVのCMで「引越優良事業者」や「引越安心マーク」を利用して宣伝を行う際には、独自のキャッチフレーズ、コピーなどの使用は避け、全日本トラック協会の統一コピーを使用願います。

その他のキャッチコピーなどの使用を希望する場合は、全日本トラック協会までご相談下さい。

なお、統一コピー以外のキャプションを付けず、マーク等のみ使用される場合はご連絡いただかなくて構いません。7ページの《マーク作製・表示上の注意事項》を確認しご使用下さい。

(表示イメージ1)

引越は「引越安心マーク」の事業者で

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。
くわしくは、**引越安心マーク** で検索



(表示イメージ2)



引越は「引越安心マーク」の事業者で

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。
くわしくは、**引越安心マーク** で検索

《Webに掲載する場合》

引越優良事業者に認定された事業者が自社のホームページ等Web上に「引越優良事業者」および「引越安心マーク」を表示する場合は、必ず以下のバナーを掲載し、全日本トラック協会のホームページとリンクして下さい。

なお、リンクについては全日本トラック協会側での調整が必要となりますので、所定の申込み用紙により事前に全日本トラック協会までお申込み下さい。

(バナー) 下記のいずれかを表示して下さい。



《パンフレット等に掲載する場合》

引越優良事業者に認定された事業者が自社のパンフレットやチラシ等に「引越優良事業者」という名称、及び「引越安心マーク」を表示し、キャッチコピー、テロップ等を使用する際は、以下の統一コピーを基本にパンフレット・チラシ等に記載願います。

その他掲載方についてご不明な点がございましたら、全日本トラック協会までご相談下さい。

(表示イメージ)



引越は「引越安心マーク」の事業者で

(公社)全日本トラック協会が認定する引越優良事業者のマークです。

くわしくは、[引越安心マーク](#) で検索

※マーク、統一コピー単体でお使いいただくこともできます。レイアウト変更も可とします。

10. 登録事項の変更等について

1. 変更の届出について

全日本トラック協会に登録している内容（認定直後は申請書に記載した内容）に変更が生じた場合は変更の届出が必要となります。

変更届は本社(本部)がとりまとめて提出してください。

各営業所は、変更が生じた場合は本社(本部)に連絡してください。

認定証と同封のチェックシートの裏面に変更内容を記載し、11ページの見本を参考に「登録事項変更届出書（第11号様式）」を作成して必要な書類とともに提出してください。

会社の合併や事業所の追加、統廃合、削除など申請時の状況と大きく異なるような変更が生じた場合は、再審査を行います。

認定期間中に異動や離職などにより、やむを得ず引越管理者講習修了者が事業所に配置できなくなった場合は、変更申請を行うことにより、お客様対応責任者が代行することができます。当該事業所に引越管理者講習修了者を配置し次第、速やかに報告してください。

※再審査には手数料がかかることがあります。書類を受領の後、請求書をお送りします。

※添付に必要な書類は、全日本トラック協会ホームページを確認してください。

なお、変更の都度、届出が必要です。お手元にチェックシートがない場合は、下記にお問い合わせください。

【問い合わせ・送付先】

(株)日通総合研究所 引越優良認定担当
〒105-8322 東京都港区東新橋1-9-3
電話：050-3646-3762 FAX：03-4531-8288
メールアドレス：ansin-mark@nittsu-soken.jp

2. 再審査について

全日本トラック協会では、変更の届出を受けた内容に基づき再審査を行います。再審査の結果、引き続き優良認定事業者と認められる場合は、認定内容の変更を許可します。

なお、新たに事業所が追加される場合等は、申請時の審査と同様の再審査が必要となりますので、追加事業所に応じて、下記の再審査手数料を請求します。

再審査の対象となる事業所数	再審査手数料（申請者あたり）（税込）
1～10事業所	3,000円
11～50事業所	10,000円
51事業所以上	30,000円

※安全性優良事業所（Gマーク）未取得の事業所がある場合は、所定の手数料に加えて未取得事業所数に応じ、1事業所当たり500円の審査手数料（税込）を請求します。

例：追加申請事業所の3事業所のうち、2事業所がGマーク未取得の場合

申請料：3,000円

Gマーク未取得事業所の審査手数料：500円×2事業所＝1,000円

合計：4,000円

引越優良事業者 登録事項変更届出書

【全日本トラック協会のホームページよりダウンロードして、必要事項を記入の上ご提出下さい。】

記入例

(第11号様式)

引越優良事業者 登録事項変更届出書

公益社団法人全日本トラック協会 御中				届出年月日		20**	年	*	月	*	日	
認定証番号	*	*	-	*	*	*	*	←認定番号は必ずご記入下さい。				
引越優良事業者認定証に記載されている名称	(引越サービス名称)		全ト協引越センター									
	(事業者名)		全ト協運送株式会社									

【書類記入者情報】

担当者	事業所名	引越事業部			
	役職	次長	氏名	引越 正直	
連絡先	FAXまたはメール		提出する項目に丸をつけてください。		

※チェック欄は該当するところに○を記入してください。

NO.	変更内容	変更届出事業所数	提出書類	チェック欄
1	本社又は本部等の登録情報に関する変更		チェックシート①本社又は本部等の情報	☐
2	事業所の登録情報に関する変更	2	チェックシート②事業所一覧およびHP掲載内容 チェックシート③事業所の情報	☐
	事業所のGマーク情報に関する変更	2	チェックシート②事業所一覧およびHP掲載内容、 チェックシート③事業所の情報、Gマーク取得については認定証の写し Gマーク返納・更新至らずの場合は第5号様式及び第6-1号様式又は第6-2号様式および必要な添付書類	☐
3	事業所の追加 (特記事項に追加理由を記入)	2	第1号様式、チェックシート②事業所一覧およびHP掲載内容、第3号様式、第4号様式、体制図 Gマーク特例を利用する場合は第5号様式及び第6-1号様式又は第6-2号様式	☐
4	事業所の削除 (特記事項に削除理由を記入)	0	本社と事業所すべての認定証、体制図、	☐

※変更内容が複数内容の場合は、複数内容で記入してください。

※提出書類が重複する場合は、重複する書類を複数枚提出してください。

変更内容を書いてください。

事業所の追加、又は削除を行う場合は、その理由も書いてください。

【特記事項】

【本社変更】代表者名の変更、本社、申請担当者の住所変更、お客様対応責任者名の変更、住所の記入

【事業所変更】新宿営業所の住所変更、Gマークの取得、引越管理者講習修了者の変更

【事業所変更】横浜営業所のGマーク返納、引越管理者講習修了者変更

【事業所追加】千葉営業所：事業開始のため追加

【事業所追加】仙台営業所：今まで引越をしていなかったが引越業務を行うようになったため

【事業所削除】名古屋営業所、大阪営業所：引越業務縮小のため

変更届と一緒に提出するチェックシートの記入方法

【表面】現在の登録内容 → 変更を行う部分に消し線を引いてください。

【裏面】変更内容 → 変更を行う部分のみ、変更内容を記入してください。

(変更を行わない部分は記入不要です。)

202006

3. 認定の失効

下記のいずれかに該当する場合は認定が失効となります。

- ①有効期間が満了した場合。（更新申請を行わなかった場合）
- ②一般貨物自動車運送事業を廃止、または第一種貨物利用運送または第二種貨物利用運送事業を廃止した場合。
- ③認定証を自主返納した場合。

4. 認定の取消し

下記のいずれかに該当する場合、または再審査の結果、認定内容の変更が適当と認められない場合には当該認定を取消します。認定が取り消された場合は、取消しを行った日から2年間は申請ができません（申請の欠格期間）。また、取消しの理由に悪質性が認められる場合は、引越サービス名称や会社名等を公表する場合があります。なお、認定取消しの前に自主的に認定証を返納することは可能です。（自主返納の場合は、欠格期間は適用されません。）

- ① 認定の要件を満たさなくなった場合
 - ・ Gマークの返納や更新が出来なかったことなどの理由により、貴社が登録する全ての事業所にGマークの取得がなくなった場合。（Gマークを取得している事業所がなくなった場合）
 - ・ お客様対応責任者がお客様対応責任者研修会議に出席できなかった場合。（年間1回出席しなければならない。）※2020年度の研修会議は新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い中止
- ② 不正申請等により当該認定を受けた事実が確認された場合。
- ③ 認定事業者が認定証や認定マークを不正に利用した事実が確認され、是正勧告を行ったにも拘わらず、是正が認められない場合。
- ④ 認定事業者が認定基準への違反があったと認められ、認定事業者に対し認定基準に適合するよう業務の改善を通知したにも拘わらず改善が認められない場合。（改善報告の期限は1ヶ月です。）
- ⑤ 認定事業者が認定基準への重大な違反があったと認められた場合。
- ⑥ その他、制度の信用を損なう行為または信用を損なう恐れがあると思われる事案が確認された場合。

《お客様対応責任者研修会議への出席について》

認定事業者のお客様対応責任者は、年1回開催される「お客様対応責任者研修会議」に毎年、必ず参加する必要があります。開催スケジュールは追って連絡いたします。

なお、いずれの会場でも参加いただけます。また代理出席も可能ですので認定事業者から1名は必ず出席するようにお願いいたします。この研修会議への参加は認定要件のひとつであるため、参加がない場合には認定を取消させていただきますのでご注意ください。

※チェックシート「①本社または本部等の情報について」に登録されているお客様対応責任者にメールマガジンをお送りします。各種情報についてはメールマガジンでもお知らせします。

5. 認定内容の変更、取消し、または認定を返納した者の公表

認定内容の変更を許可された者、取消しを受けた者、または認定証を自主返納した者については、全日本トラック協会のホームページで公表します。

6. 認定証の返納

引越優良事業者の認定証を自主的に返納する場合は、14ページの「引越優良事業者認定証等返納申出書（第10号様式）」に認定証（事業者用・事業所用すべて）を添えて郵送してください。

引越優良事業者認定証等返納申出書（第10号様式）は全日本トラック協会のホームページよりダウンロードしてください。送付先は裏表紙をご確認ください。

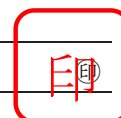
記入例

(第10号様式)

申出年月日 20**年 *月 **日

引越優良事業者認定証等返納申出書

認定番号 **-*
引越サービス名称 全ト協引越センター
事業者名 全ト協運送株式会社
上記代表者役職・氏名 代表取締役 全日本 太郎
上記所在地 東京都新宿区四谷*-*-
上記電話番号 03-*-*-*****



公益社団法人全日本トラック協会 殿

上記の当社・当グループは、貴協会が行う 20** 年度引越優良事業者の認定を受けたところですが、この度、下記理由により、当該認定証等を添えて返納します。

なお、返納後においては、本制度への異議等の申し立ては一切行わないことを誓約します。

記

【返納理由】

- ☐ 安全性優良事業所（Gマーク）を返納した為（理由： ）
- ☐ 全ての事業所に引越管理者講習修了者を配置できなかった為
- ☐ お客様対応責任者研修会議に出席出来なかったため
- ☒ 事業規模の縮小のため
- ☐ 引越部門の廃止、撤退のため
- ☐ 人材不足のため引越事業を行う事が困難になったため
- ☐ マークに魅力を感じないため
- ☐ その他（ ）

【引越優良事業者認定証の返納】

- ☒ 本社（又は本部）用・営業所用（ 2 事業所）
- ☐ 認定証を紛失したため返納できない（詳細： 事業所うち 枚紛失）

（本申請に係る担当者記入欄）※代表者と同じ場合は記入不要

本申請に係る担当者名	引越 正直
担当者勤務先住所	東京都新宿区四谷*-*
担当者勤務先電話番号	03-*-*-*****

（全ト協事務局記入欄）※本欄は記入しないで下さい。

受付番号		受付日	年 月 日		
受理日	年 月 日		HP 更新日	年 月 日	

202011

7. 認定証の再発行について

登録内容の変更、または認定証の紛失等により認定証の再発行を希望する場合は、再発行申込書（第12号様式）をFAXまたはメールでお送りください。（送付先は裏表紙をご確認ください。）

再発行申込書（第12号様式）は全日本トラック協会のホームページに掲載していますので、17ページの「④認定証の再発行」を参照してください。

再発行手数料は認定証1枚につき1,000円（税込）です。申込書を受理後、請求書をお送りします。

記入例

（第12号様式）

20**年 * 月 * 日

（公社）全日本トラック協会 輸送事業部 宛

引越優良事業者認定証 再発行申込書

認定証番号	* * - * * * *	←認定番号は必ずご記入ください。
引越優良事業者認定証に記載されている名称	(引越サービス名称) 全ト協引越センター	
	(引越優良事業者名) 全ト協運送株式会社	

【書類記入者情報】

担当者	事業所名	本社		
	役 職	引越事業次長	氏 名	引越 正直
	所在地	〒 160-****	電話番号	03-*****-*****
		東京都新宿区西新宿*-**-*		

1. 認定証の再発行が必要な本社(又は本部)・事業所を記入してください。

再発行が必要な 本社(本部)・事業所	本社(又は本部) ・ <u>一部の事業所</u> ・ すべての事業所 ←丸をつけてください
	※一部の事業所の再発行を希望する場合は下記に事業所番号を記載してください。
	事業所番号 (001 004 005)

2. 変更箇所のみ、記入してください。

【事業者（グループ）用記入欄】

引越サービス名称	
会社名・団体名等	
本 社 住 所	

【事業所用記入欄】 ※欄が足りない場合はコピーしてお使いください。

事業所番号	事業所名	
001	住 所	東京都新宿区西新宿*-**-*
事業所番号	事業所名	紛失
004	住 所	
事業所番号	事業所名	
005	住 所	大阪府大阪市城東区〇〇〇*-**-*

紛失による再発行の場合は、事業所名の欄に「紛失」と記入してください。

※認定証再発行には1枚当たり1,000円の手数料を請求いたします。申込書を受理し次第、請求書をお送りします。

（全ト協事務局記入欄） ※本欄は記入しないで下さい。

受付番号	受付 担当者	請求書 送付日	
入金日		認定証 送付日	

受付日

202011

認定事業者名簿（五十音順）をクリックすると各認定事業者名のバナーが出るので、**貴社のバナーをクリックし、一覧表に申請時に掲載を希望した事業所の掲載があるかを確認**してください。

認定番号：17-0147
 引越サービス名称：アイユーシー引越センター
 （事業者名：アイユーシー株式会社）
 お客様窓口電話番号：0120-41-2400

事業所名	事業所番号	住所	電話番号
アイユーシー引越センター(東京都杉並)	001	東京都杉並区善福寺1-1-22	03-3396-8801
アイユーシー引越センター(千葉県成田)	002	千葉県成田市多良見245-161	0476-73-5231
アイユーシー引越センター(静岡県富士)	003	静岡県富士市大瀬2373	0545-36-1213
アイユーシー引越センター(埼玉県朝霞)	005	埼玉県朝霞市上内間木460-1	048-458-1115
アイユーシー引越センター(埼玉県所沢)	006	埼玉県所沢市坂之下63-1	04-2946-3611
アイユーシー引越センター(岩手県北上)	007	岩手県北上市相去町山根梨の木43-108	0197-72-8001
アイユーシー引越センター(東京都昭島)	008	東京都昭島市美堀町4-13-37	042-519-1581
アイユーシー引越センター(埼玉県八潮)	009	埼玉県八潮市大曽根2131-1	048-994-2031
アイユーシー引越センター(東京都杉並)	010	東京都杉並区上井草2-2-2	03-5311-1611

2. 登録内容の変更手続きと、届け出用紙のダウンロードについて

各変更手続きのページでは、届け出に必要な書類の説明と、その用紙をダウンロードすることができます。

登録内容の変更について

- ①事業所の追加
- ②事業所の削除
- ③認定の自主返納
- ④認定証の再発行
- ⑤認定ステッカーの追加注文(印刷会社HPへ)
- ⑥ロゴマーク・ホームページリンク用バナーダウンロード
- ⑦本社(本部)の変更
(名称、住所、電話番号、担当者など)
- ⑧事業所(営業所)の変更
(名称、住所、電話番号、責任者など)
- ⑨引越管理者講習修了者の変更
- ⑩Gマークに関わる変更

※事業所の追加・削除については『事業所の追加について』、『事業所の削除について』をご確認ください

12. 引越安心マーク認定事業者 検索システムについて

引越を検討されている消費者を対象とした、パソコンやスマートフォンによる引越安心マーク認定事業者検索システムの運用を予定しています。（2021年1月頃より稼働予定）

パソコン



スマートフォン



地図画面イメージ



郵便番号や住所、地図から検索をすると、地図上に事業所が表示されます。アイコンをクリックすると、その事業所の住所や電話番号が表示されます。スマートフォンの場合、電話番号をタップすると事業所へ電話がかかります。

13. 認定中の注意事項

1. 苦情の調査・対応について

全日本トラック協会では、下記の相談窓口を設置し、消費者相談を行っています。消費者から相談があった場合は申し出を聞き取り、貴社（貴グループ）に連絡が必要と判断した場合や、消費者から調査の希望がある場合は、お客様対応責任者に連絡し調査・対応を求めます。

また、貴社（貴グループ）からの相談も受け付けています。

ご相談は下記まで。

【引越安心相談窓口】 0120-109-855

受付 9:30~12:00、13:00~17:00（土日祝除く）

2. 引越管理者講習修了者の配置をお客様対応責任者が代行する場合について

引越を行う全ての事業所に引越管理者講習修了者を配置することが認定の条件です。

認定期間中に人事異動や離職により、事業所に引越管理者講習修了者が1名もいなくなった場合は、お客様対応責任者を代行とすることができます。

新たに登録が必要となりますので、11ページを参考に登録事項変更届出書（第11号様式）を作成して、チェックシート③の裏面の引越管理者講習修了者名欄に「お客様対応責任者が代行」と記入し、届出をお願いします。

なお、お客様対応責任者が代行できるのは原則、1年間です。該当する事業所は、1年以内に速やかに引越管理者講習修了者を配置し登録してください。講習修了者を配置出来なかった場合は、認定取消の対象となることがありますのでご注意ください。（理由を確認し、審査委員会に諮ります。）

3. 認定中に安全性優良事業所（Gマーク）でなくなった事業所がある場合について

引越を行う全ての事業所がGマークを取得していることが認定の条件です。実運送を行っていないなど、Gマークを取得することが出来ない明確な理由がある場合は、特例によりGマーク取得相当と認めるかどうか審査を行います。

認定期間中にGマークを自主返納した場合や、Gマークの更新ができなかった場合は、あらためて特例の申請が必要です。申請があった場合は、再審査を行います。

提出書類や詳細は全日本トラック協会のホームページに掲載していますので17ページの「⑩Gマークに関わる変更」を参照してください。

なお、再審査には手数料が発生します。手数料の納入については、全日本トラック協会より請求書をお送りいたします。

《注意》全ての事業所がGマーク未取得となった場合は認定取消となりますのでご注意ください。（特例の申請は、貴社（グループ）にGマークを取得している事業所が1事業所以上なければできません。）

公益社団法人 全日本トラック協会 輸送事業部
〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5
電話：03-3354-1038 FAX：03-3354-1019
(電話受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:40)
E-mail：hikkoshi-ansin@jta.or.jp
ホームページ <http://www.jta.or.jp>